

平成22年6月4日

第2185号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 保安林予定森林の指定通知(280、281・森林整備課)……………1
- 建設業の許可の取り消し(282・秋田地域振興局総務企画部)……………2
- 道路区域の変更(283・雄勝地域振興局建設部)……………2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活力創造課)……………2
- 土地改良事業工事の完了の届出(北秋田地域振興局農林部)……………3
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部)……………4

公安委員会告示

- 警備員指導教育責任者講習の実施(56・生活安全企画課)……………5

告 示

秋田県告示第280号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年6月4日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所 秋田市河辺北野田高屋字中山井沢50の1、50の8、50の9、51の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課、秋田地域振興局農林部及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第281号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年6月4日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所 湯沢市駒形町字八面佐野39、50、52、58、59、67、68、69
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字八面佐野39(次の図に示す部分に限る。)、52、58・59・67から69まで(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、雄勝地域振興局農林部及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第282号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年5月21日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社鈴秀建設

秋田市新屋松美町7番8号

代表取締役 鈴 木 秀 夫

秋田県知事許可（特-18）第4722号

3 処分の内容

土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る特定建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年5月21日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年6月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	398号	湯沢市字鉦打沢169番1地先から字山谷269番1地先まで	9.20～15.40	0.434
	新	398号	〃	16.00～26.60	0.434

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年6月4日から同月17日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成22年4月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Friends of IFA Japan

3 代表者の氏名

穂 積 恒

4 主たる事務所の所在地

秋田市外旭川字三後田142

5 定款に記載された目的

この法人は日本と世界の橋渡し役として、広く国内の一般市民を対象に、高齢化問題に関する世界の情報を紹介、啓発、普及するとともに、日本の状況、意見等を海外へ発信し、また、高齢化問題について提言や啓発活動を行うために、高齢化問題に取り組む他の組織と連携・協力を進めることによって、活力ある高齢化に向けた国内外の、世代を超えた取り組みに寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

- (1) 事業
- (2) 役員の種別及び定数
- (3) 総会の表決権等
- (4) 理事会の権能
- (5) 理事会の定足数
- (6) 理事会の表決権等

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、葛原土地改良事業共同施行施行委員長佐藤吉右衛門から土地改良事業（葛原地区基盤整備促進事業）に係る工事が平成22年3月23日完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、井川町土地改良区から申請のあった定款変更について、平成22年5月27日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律195号）第18条第16項の規定により、美郷町千畑土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町安城寺字来光寺嶋田24番地の1	森 元 弘 祐
〃 金沢東根字川原田167番地	深 澤 清 一
〃 〃 字西外川原115番地	高 橋 正 治
〃 千屋字狐森113番地	高 橋 秀 明
〃 〃 字上内村83番地の2	田 沢 義 弘
〃 本堂城回字田町175番地	進 藤 敏 美
〃 土崎字野田29番地	佐 藤 辰 雄
〃 黒沢字西野61番地	藤 鳶 猛
〃 畑屋字稲荷120番地の1	高 橋 勝 經

2 就任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町安城寺字来光寺嶋田24番地の1	森 元 弘 祐
〃 金沢東根字西外川原115番地	高 橋 正 治
〃 〃 字川原田167番地	深 澤 清 一
〃 千屋字上内村83番地の2	田 沢 義 弘
〃 〃 字狐森113番地	高 橋 秀 明
〃 本堂城回字田町175番地	進 藤 敏 美
〃 土崎字野田29番地	佐 藤 辰 雄
〃 黒沢字西野61番地	藤 鳶 猛
〃 畑屋字稲荷120番地の1	高 橋 勝 經

3 退任監事の住所及び氏名

仙北郡美郷町中野字内城130番地	藤 井 金 光
〃 浪花字上荒井68番地	高 階 眞 龍
〃 本堂城回字本堂町98番地の2	杉 澤 良 治
4 就任監事の住所及び氏名	
仙北郡美郷町中野字内城130番地	藤 井 金 光
〃 浪花字上荒井68番地	高 階 眞 龍
〃 本堂城回字本堂町98番地の2	杉 澤 良 治

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、山城水系土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名	
横手市大森町十日町字苗代下8番地	太 田 明 雄
〃 〃 字女郎出75番地	大 極 孝 一
〃 大森町袴形字東神成176番地	成 田 一 夫
〃 〃 字袴形57番地	高 田 富 美 雄
〃 〃 字南越前林66番地	高 田 清 茂
〃 大森町板井田字南松田4番地	高 村 正 友
〃 〃 字西百目木38番地3	瀧 澤 京 一
〃 〃 字中小中島101番地	草 薙 武 雄
〃 〃 字東水沢27番地1	佐 藤 守
大仙市内小友字下田谷地70番地	佐々木 富 雄
〃 〃 字上高花281番地1	伊 藤 昭
〃 〃 字宮林30番地	能 味 堯 一
〃 〃 〃 79番地	小 松 亥 佐 夫
〃 〃 字宮南58番地	小 松 幹 郎
〃 〃 字仙北屋85番地	大 槻 四 郎
〃 〃 字館前126番地1	東 海 林 堯
2 就任理事の住所及び氏名	
横手市大森町十日町字餅田27番地	嵐 田 正 夫
〃 〃 字女郎出75番地	大 極 孝 一
〃 大森町袴形字東神成176番地	成 田 一 夫
〃 〃 字袴形57番地	高 田 富 美 雄
〃 〃 字南越前林66番地	高 田 清 茂
〃 大森町板井田字南松田4番地	高 村 正 友
〃 〃 字西百目木38番地3	瀧 澤 京 一
〃 〃 字中小中島101番地	草 薙 武 雄
〃 〃 字東水沢27番地1	佐 藤 守
大仙市内小友字下田谷地70番地	佐々木 富 雄
〃 〃 字上高花281番地1	伊 藤 昭
〃 〃 字宮林30番地	能 味 堯 一
〃 〃 〃 79番地	小 松 亥 佐 夫
〃 〃 字宮南58番地	小 松 幹 郎
〃 〃 字仙北屋85番地	大 槻 四 郎
〃 〃 字館前126番地1	東 海 林 堯
3 退任監事の住所及び氏名	
横手市大森町板井田字北松田1番地	金 沢 和 男
〃 大森町袴形字袴形43番地	竹 澤 勇 人
大仙市内小友字宮下108番地	今 野 久 信
4 就任監事の住所及び氏名	
横手市大森町板井田字南松田6番地	内 藤 一 秀
〃 大森町袴形字袴形43番地	竹 澤 勇 人

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第56号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成22年6月4日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 講習の種別

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 1号警備業務以外の警備業務に係る資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期間

(1) 新規取得講習

平成22年7月22日（木）から同月30日（金）までの7日間（土曜及び日曜を除く。）

(2) 追加取得講習

平成22年7月27日（火）から同月30日（金）までの4日間（土曜及び日曜を除く。）

4 実施場所

秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

5 受講定員

(1) 新規取得講習

30人

(2) 追加取得講習

10人

6 受講資格

(1) 新規取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、1号警備業務以外の資格者証等の交付を受けている者であって、6(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込要領

(ア) 講習を受けようとする者（以下「受講者」という。）は、事前に電話（連絡先018-863-1111内線3043～3045）による予約を行うこと。

なお、代理人による予約は受け付けない。

- (イ) 電話による予約は、平成22年6月21日(月)から同月23日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に行うこと。

イ 留意事項

- (ア) 電話予約は、受講者本人が行うこと。
(イ) 電話予約時間外の予約は受け付けない。
(ウ) 定員に達した場合は、電話予約の受付期間内であっても、その時点で受け付けを締め切る。

(2) 受講申込書類の提出手続

ア 受講申込要件

講習の申込みは、電話で予約した受講者本人が申込書類を直接提出することとし、郵送による申込みを認めない。

イ 受講申込期間

平成22年7月5日(月)から同月9日(金)までの午前9時から午後5時までの間

ウ 受講申込書類の提出先

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部生活安全企画課

エ 受講申込書類

(ア) 新規取得講習

a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼り付けること。

b 次のいずれかの書面1通

(a) 前記6(1)アに該当する者

1号警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上であることを疎明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(b) 前記6(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(c) 前記6(1)ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d) 前記6(1)エに該当する者

旧1級検定の合格証の写し

(e) 前記6(1)オに該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通

(イ) 追加取得講習

a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼り付けること。

b 前記6(2)の受講資格に該当することを疎明する、前記7(2)エ(7)bの(a)から(e)までのいずれかの書面1通及び資格者証等の写し1通

c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通

8 講習手数料

(1) 新規取得講習

47,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)

(2) 追加取得講習

23,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)

9 その他

(1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。

(2) 講習には、筆記用具、内ズック(護身術の際使用)等を持参すること。

(3) 講習の修了考査は、筆記の方式により行い、講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(4) 講習の担当は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係(連絡先018-863-1111内線3043~3045)



発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目 1 番 1 号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目 5 番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目 5 番29号